

「振替投資信託受益権特定口座内保管上場株式等移管依頼書」への記入方法

当社特定口座から他社特定口座へ投資信託の振替を希望する場合に必要な書類となります。
【当社から他社への振替】

- 1 銘柄につき 5,500 円(税込)の移管手数料がかかります。
※同一の銘柄であっても一般型、累投型は別銘柄として取り扱います。
- 同一銘柄の一部数量移管はできません。
- 積立をご利用で、振替予定日までに指定日(自動引落またはお預り金が拘束される日)が到来する銘柄については、指定日を含めて5営業日前までに積立中止・変更のお手続きをいただいたうえでお申込みください。
(書類に不備等がない場合は、通常当社へ書類が到着した日の7営業日後に振替先へ移管されます。)
- 振替先は同一名義人に限ります。他人名義口座への振替は出来ません。

振替投資信託受益権
特定口座内保管上場株式等移管依頼書

auカブコム証券株式会社 御中

振替特約積立法施行令第25条の10の2第10項の規定に基づき、次の①から③の事項に同意の上、下記に示す移管元の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を振替制度による口座振替により、振替先の特定口座に移管することを依頼いたします。

①本依頼書の内容に不備があった場合に貴社が移管希望日に振替が行えなかったとしても、私がその貴社に迷惑をかけることはありません。

②貴社が移管手続上、本依頼書の内容を移管先(受方)口座管理情報に漏洩すること。

③振替口の振替手続に際し、振替先口座管理情報(自己口座)を転用して振替を行う場合があること。

現在の届出内容

振替希望日 貴社受付後、最速の日を指定します。
 移管日を指定します。 振替希望日 年 月 日

※ 当該受付日より、振替日以降の日付を必ずご記入ください。なお、振替希望日に振替ができません、ご記入がない場合は、最速日でご手続きいたします。

※ 振替(他社移管)に係る下記明細をご記入ください。

※ 1銘柄につき5,500円(税込)の移管手数料がかかります。同一の銘柄であっても一般型、累投型は別銘柄として取り扱います。

移管先(受方)口座の明細

移管先会社名	部 支店名	部 支店コード	お客様の口座番号
所在地(地区町村まで)	口座名	参加者コード	依頼人と同じ

移管上場株式等の明細

ISINコード	銘柄名	数量(口)	種別	振替元	振替先
JP90C000			<input type="checkbox"/> 累投 <input type="checkbox"/> 一般		
JP90C000			<input type="checkbox"/> 累投 <input type="checkbox"/> 一般		
JP90C000			<input type="checkbox"/> 累投 <input type="checkbox"/> 一般		
JP90C000			<input type="checkbox"/> 累投 <input type="checkbox"/> 一般		
JP90C000			<input type="checkbox"/> 累投 <input type="checkbox"/> 一般		
JP90C000			<input type="checkbox"/> 累投 <input type="checkbox"/> 一般		
JP90C000			<input type="checkbox"/> 累投 <input type="checkbox"/> 一般		
JP90C000			<input type="checkbox"/> 累投 <input type="checkbox"/> 一般		
JP90C000			<input type="checkbox"/> 累投 <input type="checkbox"/> 一般		
JP90C000			<input type="checkbox"/> 累投 <input type="checkbox"/> 一般		

訂正箇所にご捺印を引け、(訂正例) 00000111

振替日 年 月 日 参加者コード 11060

有効期限
本書の有効期限(申請日より3ヶ月)は上記のとおりです。
必ず期限内(当社必着)にご返送ください。

【ご署名】
ご本人様の自署でご記入ください。

【振替ご指示日】
振替希望日を必ずご記入ください。
希望日がない場合は、「貴社受付後、最速の日を指定します。」にチェックをしてください。

※チェックがない場合は最速日で手続きいたします。

【移管先(受方)口座の明細】
【移管上場株式等の明細】

印字されている内容をご確認ください。
印字内容を訂正される場合は、訂正印をお忘れなくご捺印ください。

【有効期限】
記載の有効期限内にご返送ください。
(当社必着)
※期限切れの書類は無効となり、再度ご請求いただく必要がございますのでご注意ください。